

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮城県七ヶ宿町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1)現況

七ヶ宿町は、阿武隈川水系白石川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。

また、仙台市を含む仙南・仙塩地域7市10町の約180万人の生活を支えている七ヶ宿ダムの水源地域として、豊かな森林とともに農地の保全を図っている。

しかしながら、担い手の高齢化や減少、有害鳥獣の被害等から、遊休地や耕作放棄地が増加することにより、前述の多面的機能の低下が特に懸念されている。

さらに本町は、山村振興地域や過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2)目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	七ヶ宿地区	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

「特定農山村地域」「振興山村地域」「過疎地域」における 七ヶ宿町全域

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)自然条件により小区画・不整形な田

(ウ)七ヶ宿町長の判断によるもの

- a 緩傾斜農用地(田：傾斜度 1/100 以上 1/20 未満)
(畑：傾斜度 8° 以上 15° 未満)
(草地：傾斜度 8° 以上 15° 未満)
(採草放牧地：傾斜度 8° 以上 15° 未満)

(a)急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b)緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

- () 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑(草地含む。) 10%以上)
- () 土壌条件が著しく悪い場合
- () その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

c 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

急傾斜と連担している緩傾斜地が連担している一団の農用地の面積が 1ha 以上の場合対象とする

2 集落協定の共通事項

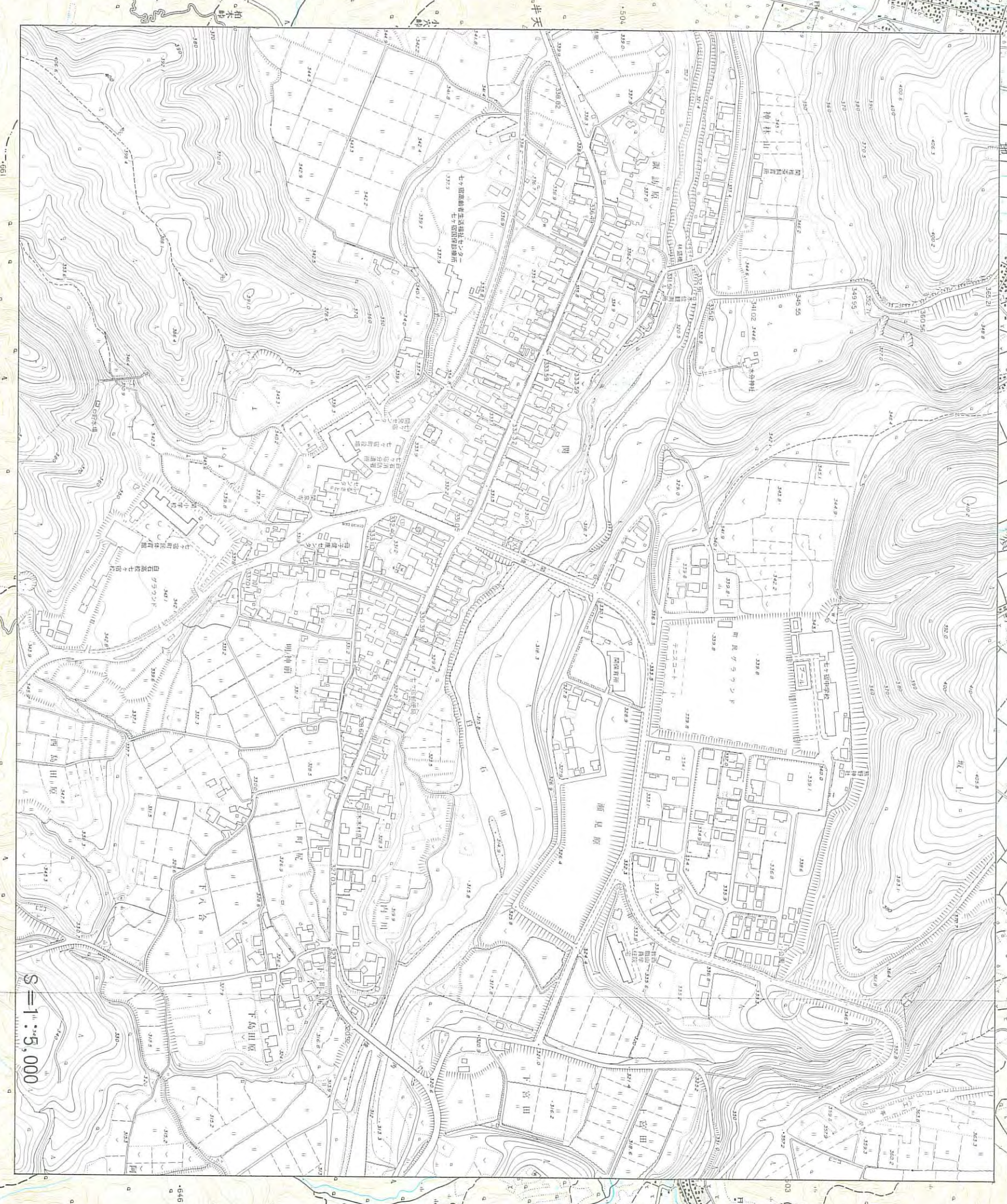
- (1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- (2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 個別協定の対象者

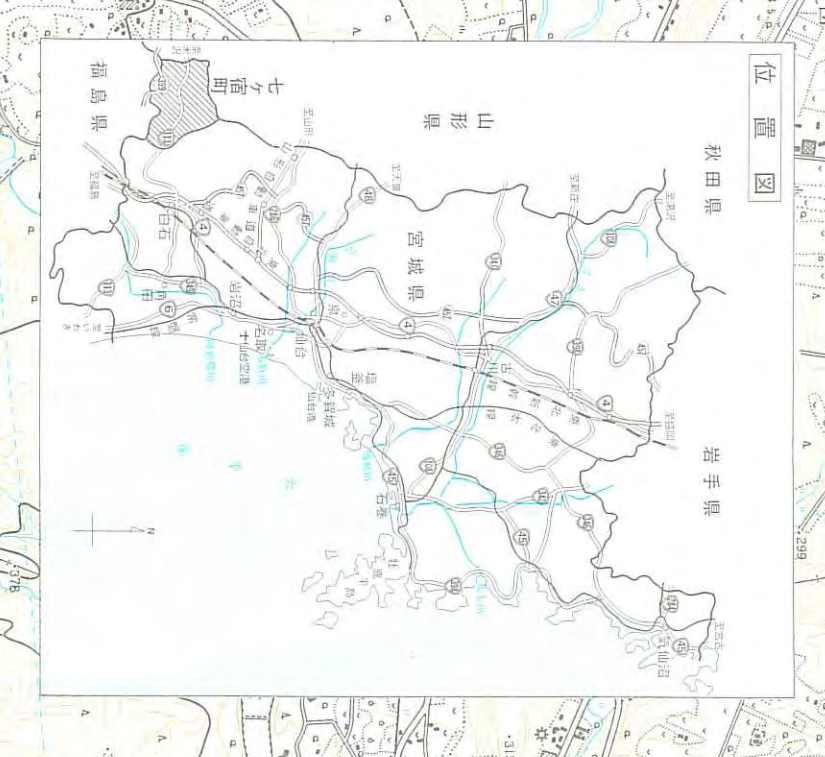

認定農業者に準ずる者とは、七ヶ宿町水田農業ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

- (1) 土地改良通年施行の扱い等
 - ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲
 - (ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。
 - (a) 当該年度の6月30日（平成27年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。
 - (b) 当該年度内に事業が終了すること。
 - (c) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。
 - (イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。
 - (a) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る）
 - (b) 客土事業
 - (c) その他土地改良事業等のうち(a)又は(b)に該当する工種
 - イ 土地改良通年施行に係る農地の取扱い
 - イの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。
 - ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合の農用地の取扱い
 - 土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地に変更があっても、当該農用地を平成31年度まで交付金の交付対象とすることができる。



七ヶ宿町促進計画区域図



Map information table including scale, date, and other technical details.

凡 例	
	1号事業(多面的機能支札)
	2号事業(中山間地域支札)
	1号事業&2号事業の重複